

特定非営利活動法人廿日市市スポーツ協会 廿日市市スポーツ少年団設置規程

第1章 総 則

第1条 この規程は、特定非営利活動法人廿日市市スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第9章第41条第1項の規定に基づいて設置された廿日市市スポーツ少年団（以下「スポーツ少年団」という。）に関することを定める。

第2条 スポーツ少年団は、廿日市市に登録した単位スポーツ少年団を代表する組織体とする。

2 スポーツ少年団は、廿日市市に登録した単位スポーツ少年団によって構成する。

第2章 目 的

第3条 スポーツ少年団は、青少年がスポーツを通じて心身を鍛練し、あわせて文化活動、奉仕活動を計画的・継続的に行う単位スポーツ少年団を育成し、青少年の健全な育成に資することを目的とする。

第3章 事 業

第4条 スポーツ少年団は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) スポーツ少年団育成計画の策定と実施
- (2) スポーツ少年団指導者及びリーダーの育成と活用
- (3) スポーツ少年団の国際・国内・県内・市内交流事業の実施
- (4) スポーツ少年団体力テストを含む活動の普及指導
- (5) スポーツ少年団に関する広報活動の実施
- (6) スポーツ少年団活動開発に関する調査・研究及び実験の実施
- (7) スポーツ少年団の顕彰
- (8) 関係団体との連携
- (9) その他前条の目的達成に必要な事業

第5条 スポーツ少年団は、前条の事業の実施に関する権限を有する。ただし、スポーツ少年団の事業実施の基本方針及び予算、決算及びその変更については、あらかじめ本会総会の議決を得るものとする。

第4章 登 録

第6条 スポーツ少年団への加入は、第14条に規定する常任委員会での議決の後、登録手続きの完了をもって承認する。

2 登録に関しては、日本スポーツ少年団規程による。

第5章 役 員

第7条 スポーツ少年団に次の役員を置く。

- (1) 本部長 1名
- (2) 副本部長 若干名
- (3) 常任委員 若干名
- (4) 委員 若干名

第8条 本部長は、本会役員及びスポーツ少年団常任委員の中から本会会長が任命する。

2 本部長は、スポーツ少年団を代表し、団務を統括する。

第9条 副本部長は、本会役員及びスポーツ少年団常任委員の中から本会会長が任命する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は欠けたときは本部長があらかじめ指名した順序により副本部長がその職務を代理し、又はその職務を行う。

第10条 常任委員は、スポーツ少年団の中から各種目区分ごとに1名を選出し、本部長が委嘱する。

2 本部長は、学識経験者の中から若干名の常任委員を委嘱することができる。

3 常任委員が常任委員以外の役員に選出されたときは、その者の属する種目から常任委員として選出する。

第11条 各単位スポーツ少年団ごとに代表者1名を委員として選出し、本部長がこれを委嘱する。

2 本部長は、前項に規定する委員のほかに、本会総会に諮って、学識経験者の中から、若干名の委員を委嘱することができる。

3 第1項により選出された委員が委員以外の役員に選出されたときは、その者の属する単位スポーツ少年団から1名を委員として選出する。

第12条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員を生じた場合は、それぞれの選出方法に準じて補充する。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期が満了しても後任者が就任するまで、その職務を行う。

第6章 会 議

第13条 委員総会は、本部長、副本部長、常任委員、委員及び事務局をもって、構成し、スポーツ少年団の事業実施に関する事項で本部長の付議した事項を協議する。

2 委員総会は、年1回以上開催し、本部長が招集し、その議長となる。

第14条 常任委員会は、本部長、副本部長及び常任委員をもって構成し、スポーツ少年団の団務を執行する。

2 常任委員会は、必要に応じ開催し、本部長が招集し議長となる。

3 常任委員会は、構成員の2分の1以上出席がなければ開会することができない。

4 常任委員会の議事は、出席構成員の過半数をもって決め、可否同数のときは議長がこれを決める。

5 常任委員が常任委員会に出席できないときは議決権をほかの構成員に委任することができる。この場合、委任した常任委員は出席したものとみなす。

第7章 専門部会

- 第15条 スポーツ少年団に常任委員会の議決を経て必要な専門部会を設けることができる。
- 2 専門部会は、専門事項について常任委員会の議決を経て実施する。
 - 3 専門部会は、専門事項について常任委員会へ意見を具申する。
 - 4 専門部会についての必要な事項は常任委員会の議決を経て、本部長が別に定める。

第8章 指導者協議会

- 第16条 スポーツ少年団に指導者の資質、指導力向上のため指導者協議会を置く。
- 2 指導者協議会については、常任委員会の議決を経て、本部長が別に定める。

第9章 会計

- 第17条 スポーツ少年団の予算は、市補助金・寄付金およびその他の収入をもって充てる。
- 2 スポーツ少年団の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第10章 事務局

- 第18条 スポーツ少年団の事務は、本会事務局において処理する。

第11章 本規程の変更

- 第19条 この規程は、常任委員会で3分の2以上の同意を得たのち、本会総会の承認を受けて変更することができる。
- 第20条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は常任委員会の議決を経て、本部長が定める。

附 則

- 1 この規程は平成9年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際現に登録を受けているスポーツ少年団は、この規程による登録を受けているとみなす。
- 3 この規程施行の際現に本会より任命又は委嘱された本部長、副本部長、常任委員及び委員は、この規程により任命又は委嘱されたものとみなす。
- 4 この規程施行の際現に本会より設けられた委員会及び専門部会は、この規程により設けられたものとみなす。

附 則（平成15年11月11日 指令県文第90号）
この改正規程は、広島県の設立認証のあった日から施行する。

